

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

家事用の車を業務用に転用した場合

Q: 私は個人事業者です。この3月まで家事用に使用していた車を4月から業務用に転用しています。この車の減価償却費の計算方法を教えてください。なお、この車の取得価額は200万円で耐用年数は6年です。家事用には1年間使用しました。

A: 所得税では、非業務用資産を業務用に転用した場合、その業務の用に供した日においてその資産の譲渡があったと仮定したときの取得費相当額を転用時の未償却残高とみなして減価償却を行います。

ご相談の場合は、車両の減価償却方法によって次のように計算します。(平成7年4月から平成7年12月まで9か月間使用した場合)

(1) 定額法

本来の $\times 0.9 \times$ 償却率 \times 業務供用月数
取得価額 12

★ $200\text{万円} \times 0.9 \times 0.166 \times 9/12 = 224,100\text{円}$

耐用年数6年の定額法の償却率

(2) 定率法

(取得価額-減価の額) \times 償却率 \times 業務供用月数
12

※減価の額 = 取得価額 $\times 0.9 \times$ 耐用年数の1.5
倍の年数に応ずる定額法の償却率 \times 非業務
供用期間に係る年数

★ $(200\text{万円} - 199,800\text{円}) \times 0.319 \times 9/12 = 430,697\text{円}$

耐用年数6年の定率法の償却率

※ $200\text{万円} \times 0.9 \times 0.111 \times 1 = 199,800\text{円}$

耐用年数9(6 \times 1.5)年の定額法の償却率

なお、年中に家事用の車両を業務用に転用

した場合、1/2簡便償却法の適用があります。

